



阪 み 第 1 6 9 号

平成30年1月16日

阪南市子ども・子育て会議

会 長 卜田 真一郎 様

阪 南 市 長 水野 謙



阪南市教育長 橋本 眞



阪南市における就学前の教育・保育・子育て支援のあり方について（諮問）

阪南市子ども・子育て会議条例第2条の規定により、阪南市における就学前の教育・保育・子育て支援のあり方について、貴会に諮問します。

## 諮問事項 1

### 就学前の教育・保育・子育て支援における目標等について

#### 【現状と課題等】

- 平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が成立し、この法律等に基づいて平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が導入されています。
- 新制度では、全ての子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援を総合的に推進することとされています。
- 具体的には、
  - ・教育や保育の長所を合わせ持ち、子どもの育ちや保護者の就労を支援する「認定こども園」の普及等質の高い教育・保育の提供
  - ・様々な施設の活用や運営体制による待機児童の解消
  - ・身近な地域で様々な支援が受けられるよう地域の実情に応じた子育て支援の充実を中心とした推進が図られています。
- 本市では、就学前教育等について、公民の園所等において一定の協働により取り組んできましたが、公立園所等の施設や設備の老朽化により子どもの安全を確保しながらの取組みが困難な状況になりつつあります。
- これらを踏まえ、今後、民間園所等との一層の協働により、市を挙げて子どもの育ちや子育て世帯への支援を充実させるべく、就学前教育等に係る目標等を定める必要があります。

#### 【検討にあたっての視点】

- 市域で就学前教育等を行う際に確認すべき事項として、就学前教育等における目標等を定めておくこと。
- その内容については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針が平成30年度に統一的に改訂される背景・趣旨を踏まえ、公民や施設種別によらず基本となる内容とすること。

## 諮問事項 2

### 就学前教育等に取り組むための公民の役割分担について

#### 【現状と課題等】

- 本市では、子どもの人口減少が急速に進む一方で、女性の社会進出の拡大など近年の社会情勢の変化を背景に、就学前教育等へのニーズが多様化しています。
- これまで、就学前教育等のニーズへの対応や内容の充実については、公民の園所等が一定の協働により取り組んできました。
- 子どもの人口が減少する中でも保育需要は増加しており、今後も、潜在的な保育需要や就学前教育等のニーズに柔軟に対応し続ける必要があります。
- 加えて、新制度の導入により、多様な施設や主体において就学前教育等が展開されることから、情報の共有や連携を図る体制を市域全体で構築する必要があります。
- 一方で、子どもの貧困や障がい者の地域共生等については、セーフティネットの構築やインクルーシブ教育・保育の展開が喫緊の課題となっています。
- また、就学前教育等を担う人材が不足していることや世代交代が進んでいることから、人材の確保や育成も喫緊の課題となっています。

#### 【検討にあたっての視点】

- 公の役割として、指導性の発揮や就学前教育等の需給調整を中心に、以下の項目を主たる役割とすること。
  - ・セーフティネットとなる就学前教育等の機会の確保
  - ・インクルーシブな就学前教育等の推進
  - ・就学前教育等を担う人材の確保・育成
  - ・子育て・子育てを支援するネットワークの充実
- 民間の多様な施設や主体において、特色ある就学前教育等を展開してもらうことにより、保護者の選択肢を広げること。
- これまでの公民協働の成果を踏まえ、より一層連携を行うことにより、民での取組みを公が支援する形で、就学前教育等の底上げを図ること。

### 諮問事項3

## 就学前教育等における公民の役割分担を踏まえた、 公立での就学前教育等に係る運営の規模・体制・類型について

### 【現状と課題等】

- 本市における子どもの人口は減少しており、長期的に見ても減少傾向にあります。
- 公立の幼稚園・保育所では、充足率(入園所児童数/施設定員)に相当の隔たりがあります。
- 幼稚園では、充足率が16%~51%と低く、国が定める基準のクラス定員(35人)を満たしていない園が複数あり、集団を形成するうえで適正な規模とはいえない状況となっています。
- 保育所では、充足率が100%を超えている園が複数あり、女性の社会進出の拡大など近年の社会情勢の変化を踏まえると、今後の保育需要に対応できない可能性が生じています。
- 就学前教育等に対するニーズの多様化や、保護者の就労支援に対応すべく、新制度では、教育や保育の長所を合わせ持ち、子育て支援の拠点ともなる「認定こども園」の普及を推進しています。
- 公立幼稚園においては、これまでの経過から園区制を導入していますが、認定こども園の展開を図った場合、園区制が適用されない入園所児童が生じることになります。園区制の有無に関わらず、小学校とのこれまで以上の密接な連携が必要になります。
- 公立園所等は施設・設備の老朽化が進んでおり、施設の耐用年数を超過している園所が複数あります。また、土砂災害や津波の被害想定区域にある園所が複数あります。
- 本市においては、人口急増期に整備した公共施設の維持管理等が課題となっており、阪南市公共施設等総合管理計画に一定の方針が策定されていますが、(仮称)阪南市立総合こども館整備事業計画撤回後の公立園所等の統一的な維持管理等の方針は策定されていません。

### 【検討にあたっての視点】

- 子どもたちが将来にわたり互いに学びあい・育ちあうことができる基礎となるよう適正な集団規模で就学前教育等を提供すること。
- 将来にわたる子どもの人口減少や多様化する就学前教育等のニーズを背景に、公立園所等の老朽化や公民の役割分担等を勘案し、民間の多様な施設や主体を支援しながら、適正な規模で認定こども園の展開を図ること。
- 小学校への入学やその後の学びあい・育ちあいを円滑に展開できるよう、園区制にとらわれず、公民の園所等と小学校の情報共有や連携をこれまで以上に密接にすること。